

沼津市公式Instagram（インスタグラム）運用方針

決定 平成27年10月

改正 平成31年4月

改正 令和4年9月

沼津市広報課

（目的）

1 世界中のInstagram利用者に向けて、沼津市の魅力を動画及び写真ビジュアルを使って発信することを目的とする。

（適用）

2 この基準は、沼津市公式Instagram（以下「本ページ」という。）を使って情報発信をする際に適用する。

（管理運用体制）

3 発信情報の適正性の確保に努めるために、情報提供管理者（以下「管理者」という。）を置き、原則、広報課長をこれに充てる。

4 本ページの効果的な運用を確保するために、情報提供担当者（以下「担当者」という。）を置き、原則、広報課の職員をこれに充てる。

5 本ページ用に取得したアカウントのID・パスワード等は部外者に開示してはならない。

6 他のInstagramに本ページのアカウントではフォロー、コメント、シェア及び「いいね」機能を使用しない。ただし、公的機関や業務上関係が深いと認めるアカウントについては管理者の判断で例外とすることができる。

（意思決定）

7 情報発信については、原則として管理者の決裁を必要とする。ただし、次に掲げるものはInstagramの特性や情報発信の即時性を考慮し、担当者の判断により直接情報発信をできるものとする。

(1) イベント、競技会等の現況などをその場で情報発信する場合

(2) 緊急情報を発信する場合。ただし、危機管理課からの依頼及び気象庁や静岡県公式発表内容の転載に限る。

（コメント等への対応）

8 本ページに対するコメント（意見や反応等）については、必要に応じて回答する。ただし、管理者が全てのコメントを閲覧し、回答することを保証するものではない。なお、市政等に関する質問・意見については、「市民の声システム」を利用するように呼びかけるものとする。

(掲載基準)

9 本ページに対し、下記の内容を含んだ動画及び写真(記事)の掲載を禁止するとともに、コメント等が投稿された場合は、コメントの削除やアカウントのブロックなどの対応をとるものとする。

- (1) 営利目的に関するもの、又はその恐れがあるもの。ただし、魅力発信の目的やテーマに資するものを除く。
- (2) 法令等に違反し、又は抵触すると認められるもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 宗教に関するもの
- (5) 人権侵害・差別、又は名誉毀損の恐れがあるもの
- (6) 政治的活動に関するもの
- (7) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (8) 国内外の世論が大きく分かれているもの
- (9) 個人宣伝になるもの
- (10) 対象が特定の市民に限定されるもの
- (11) その他掲載することが不相当と認められるもの

付則

この運用方針は、平成27年10月1日から施行する。

付則

この運用方針は、平成31年4月1日から施行する。

付則

この運用方針は、令和4年9月15日から施行する。